

# 1920年代の樺太地域開発における中国人労働者雇用政策

阿部, 康久  
日本学術振興会特別研究員 | 名古屋大学

<https://hdl.handle.net/2324/14224>

---

出版情報：人文地理. 53 (2), pp.1-24, 2001-04-28. The Human Geographical Society of Japan  
バージョン：

権利関係：ここに掲載した著作物の利用に関する注意：本著作物の著作権は人文地理学会に帰属します。  
本著作物は著作権者である人文地理学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

# 1920年代の樺太地域開発における 中国人労働者雇用政策

阿部 康久

I はじめに	(1) 雇用政策への地域住民の反対運動
(1) 研究の目的	(2) 労働争議の発生とその要因
(2) 研究の史料・データ	(3) 中国人労働者雇用政策の変遷
II 対象地域の概観	V 樺太における外国人労働者政策の恣意性
III 中国人労働者導入までの経緯	(1) 樺太庁の中国人労働者への「評価」とその両義性
(1) 樺太の労働者不足と樺太庁の導入政策	(2) 中国人労働者雇用の背景—朝鮮人労働者政策との関連から—
(2) 中国人労働者の雇用状況と年次的傾向	VI 結 論
IV 中国人労働者雇用政策の問題点と政策の変遷	

キーワード：中国人・朝鮮人労働者，地域開発，中国人労働者反対運動，労働争議，樺太（サハリン）

## I はじめに

(1) 研究の目的 1990年代後半以降，欧米圏でのクリティカル・ジオグラフィー<sup>1)</sup>の影響を受けて，日本の人文地理学界においても，言説や表象，他者性といった課題に関心が持たれ始めるようになってきた。それにともなって，欧米

の地理学や隣接分野における研究が紹介・翻訳され始めるようになった。例えば，水内俊雄<sup>2)</sup>らによって刊行された「空間・社会・地理思想」シリーズに収録された諸論文や，加藤・神田<sup>3)</sup>による展望，成瀬厚<sup>4)</sup>によるサイドの著作の紹介等が代表的なものとして挙げられる。<sup>5)</sup>

これらの課題への関心は，エスニック集団や

- 1) クリティカル・ジオグラフィーについての解説は以下の文献でなされている。①Katz, C. et al. Lost and found in the posts: addressing critical human geography. *Environment and Planning D: Society and Space*, 16, 1998, 257-78. ②Routledge, P. The imagineering of resistance: Pollock Free State and the practice of postmodern politics. *Transactions, Institute of British Geographers*, NS22, 1997, 359-76.
- 2) 水内俊雄ほか『空間・社会・地理思想 1-4号』，大阪市立大学，1996-1999。以下の論文は，本研究との関係で特に重要である。①オツァセール，アグニユー（森崎正寛・高木彰彦訳）「地政学と言説」，同誌3号，1998，155-168頁。②グレゴリー（湯山健一・大城直樹訳）「心象地理」，同誌3号，1998，156-208頁。③姜尚中「丸山真男と国民の心象地理」，同誌4号，1999，33-49頁。④アンダーソン（ドウィアント訳）「国民を地図化する一序」，同誌4号，1998，154-163頁。
- 3) 加藤政洋・神田孝治「批判的文化地理学の諸相」，人文地理学会第58回地理思想研究部会（於：関西大学），1999。
- 4) 成瀬厚「地政学的意識と批評」，地理学評論70A 3，1997，156-166頁。
- 5) 隣接分野で活発に行われている諸研究についても，レビューしていく必要があるだろう。ここでは，ごく一部ではあるが，以下の文献を挙げておく。①小熊英二『単一民族神話の起源—（日本人）の自画像の系譜—』，1995，新曜社，450頁。②姜尚中『オリエンタリズムの彼方へ』，1996，岩波書店，245頁。③酒井直樹・バリー・伊豫谷登士翁編『ナショナルイデオロギイの脱構築』，1996，柏書房，315頁。④小熊英二『（日本人）の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで—』，1998，新曜社，772頁。

国民国家形成に関する研究でも持たれるようになった。例えば、高木彰彦は心象地理の問題やナショナル・アイデンティティの問題を、近代国民国家形成や国民の地理認識と地理教育、地理思想史と関連づけて検討するという研究の方向性を指摘している<sup>6)</sup>。以上の諸研究は、その多くが欧米の研究の紹介・翻訳であり、今後は植民地支配や皇民化政策といった近代日本の歴史的文脈のなかで、国民国家形成や他者性といった問題を論じていく必要があるだろう。

国民国家とは、その領域の内側においては、集団の等質性を強調し、外側においては差異を強調する統合原理であるとされている。その過程は「日本人」もしくは国民という概念による、地縁的な諸集団の包摂・統合過程として理解することができる。そのなかで、日本政府が、アイヌ人、琉球人、日本によって植民地化された朝鮮・台湾の人々等、本来ならば血縁集団の理念のみでは統合の難しい人々を、日本社会に包摂・統合していったのかという点を地域的な視点から明らかにすることは、地理学の分野でも重要な研究課題となり得る。

この課題に対して、小熊英二は、日本統治下の朝鮮・台湾における政府による植民地住民の同化政策の実態を詳細に分析した<sup>8)</sup>。そして、日本政府が、植民地住民に対して、国民教育によって「国語」や日本文化を修得させることを通じて、「日本人」としての忠誠心を強制する一方で、参政権や教育制度等の面では公然と差別的待遇を行っていたことを指摘し、これらの差別を正当化する支配者側の「言説」が、どのような論理の下に創られてきたのかを明らかにしている。このような、日本政府が「日本人」概

念の境界上に存在する人々をどのように扱ってきたのかという議論は、植民地住民のみならず、エスニック集団に関する研究においても、重要な視点を提示していると考える。

筆者はこれまで、1920年代から30年代前半期にかけて、中国人労働者が労働市場から排除され、彼らの集住地区が衰退していった過程とその要因を検討してきた<sup>9)</sup>。この中で、日本の都市において中国人労働者集住地区の形成が進まなかった背景として、昭和恐慌によって底辺労働市場が縮小したり、日本人労働者による中国人労働者排斥運動が深刻化する以前に、日本政府による中国人労働者に対する強制送還政策が厳格化され、彼らの大量帰国が実現したことから、これらの政策的な要因が中国人集住地区衰退にとって重要なものであったことを指摘した。また、中国人労働者と朝鮮人労働者に対する日本政府による政策の違いについても検討し、中国人労働者と朝鮮人労働者の間での就業構造や居住形態に差異が生じた背景として、日本政府が両者に対して行った政策の差異が大きな要因として存在することを指摘した。

しかしながら、その一方で、近代日本における中国人労働者の「排除」過程や、朝鮮人労働者に対する政策の「寛大さ」がどの程度実態を伴ったものであったのかという点については、各地の事例を踏まえながら、より緻密な検討を行うことや、内容的にも小熊のように、近代日本における「日本人」観の問題、すなわち、建前としての「一視同仁」思想と、実際に存在してきた朝鮮人労働者に対する差別との矛盾にまで踏み込んだ考察が必要になることも指摘した。

通説によると、第二次世界大戦以前において

6) 高木彰彦「政治地理学の研究動向と可能性」, 人文地理学会大会研究発表要旨集, 1999, 8-9頁。

7) 山田晴通「地理学におけるエスニシティ研究によせて」, 地理38-8, 1993, 80-85頁。

8) 前掲5)④。

9) ①阿部康久「1920年代の東京府における中国人労働者の就業構造と居住分化」, 人文地理51-1, 1999, 23-48頁。②阿部康久「昭和初期の東京とその周辺地域における中国人労働者の排除と集住地区の衰退」, 地理学評論73A-9, 2000, 694-714頁。

朝鮮人労働者は、第一次世界大戦期の労働力不足を補充するための労働力、1920年代の都市的経済空間の拡大、工場の電化等の促進を担う労働力、1930年代の重化学工業化の一端を担う労働力、そして第二次世界大戦期の基幹産業である石炭鉱業の基軸的労働力として、日本資本主義の発展・展開のなかに深く組み込まれてきたとされている<sup>10)</sup>。このことは、戦前期の日本において、中国人が非熟練単純労働者としての役割はそれほど大きくなく、主に貿易商や料理業、理髪業等の自営業者や料理職、理髪職等の技術職的労働者に従事する外国人集団であったこと<sup>11)</sup>と比較すると対照的である。

このような中国人労働者と朝鮮人労働者が持つ対照的な性格が生まれた要因として、山脇啓造<sup>12)</sup>は、日本政府が両者に対して行った出入国管理政策や渡航管理政策の違いに着目している。山脇は日本政府が中国人労働者には、関東大震災以後極めて厳格な入国管理を行っているのに対して、朝鮮人労働者には、日本資本主義の展開のための低賃金労働力の必要性から、内地への渡航を認めるという方針を執っていたことについて、以下のような見解を述べている。すなわち「朝鮮が植民地であったがゆえに、朝鮮人も日本人と同じ日本臣民であるという「一視同仁」の建前上、その建前に沿う「正当」な理由がなければ、渡航を管理することはできても、制限はしにくい側面もあった」とした上で<sup>13)</sup>、「近代日本の外国人労働者政策としての1899年体制とは、近代日本にとって外国人労働力とし

て「利用」が可能であった中国人労働者と朝鮮人労働者のうち、中国人労働者を排除し、朝鮮人労働者を許容する体制であったと言えるのではないか」と指摘している<sup>14)</sup>。

しかしながら、このような指摘の有効性については、地域レベルでの実証的な検討を積み重ねていく必要があると考える。なぜなら、朝鮮人労働者に対する「一視同仁」は、あくまで「建前」であり、日本政府は必要があれば、形式上はその「建前」を維持しながらも、実際には彼らに差別的待遇を行うことがあり得たし、逆に条件次第では、国民国家の枠内から「排除」すべき存在である中国人労働者の雇用を容認することもあり得たからである。

そこで本研究では、地域開発のために中国人労働者が多く雇用された樺太を対象地域として取り上げるが、樺太庁によって彼らの雇用が許可されていた背景については、内地人労働者や朝鮮人労働者を含めた、政府の労働者政策全体の中で位置づけながら明らかにしていく。そして、樺太の外国人・外地人労働者政策が、どのような地域的特性・恣意性を持って運用されていたのかという点も検討していく。

本研究において、樺太を対象地域とした理由は以下の点からである。外国人労働者の出入国や就業に関する政策の特色として、朝鮮半島、台湾、樺太といった植民地では、内地に比べると外国人労働者への入国規制が緩やかであったことが指摘できる。とりわけ、樺太は、労働力人口が極端に少ない地域であったため、政府は、

10) 西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』、1997、東京大学出版会、108-109,348頁。

11) このような「商人集団」としての在日中国人を扱った研究として、地理学では山下清海や筆者のものがある。①山下清海「横浜中華街在留中国人の生活様式」、人文地理31-4、1979、321-348頁。②山下清海「横浜中華街と華僑社会—開港から第二次世界大戦まで—」（山本正三編『首都圏の空間構造』、1991、二宮書店）、211-220頁。③阿部康久「長崎における在日中国人の就業状況の変化と居住地移動」、人文地理49-4、1997、395-411頁。

12) 山脇啓造『近代日本と外国人労働者—1890年代後半と1920年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題—』、1994、明石書店、199-202頁。

13) 前掲12) 270-271頁。

14) 前掲12) 287頁。

15) 本研究では、1920年代における日本領南樺太を対象とする。そのため、以下の文章では、樺太という用語は専ら南樺太のことを指すものとして用いる。

16) 前掲9) ②、698頁。

中国人労働者に関して、内地とは異なる政策を執らざるを得なかった。すなわち、樺太庁は、1923年から1927年の5年間にわたって、厳しい条件を付けながらも、中国人労働者の雇用を公認し、インフラストラクチャーや工場の建設工事、石炭採掘事業といった地域開発に従事させていたのである。

もちろん、この時期、樺太以外の地域においても、地域開発での中国人労働者の雇用が検討されたり、実際に雇用が行われた事例は存在する。例えば小松裕によると、1907年の肥薩線工事では、工事請負業者の大本組が中国人労働者300人と契約し工事に雇用していたが、警察当局によって就労を取りやめさせられている<sup>17)</sup>。同様な事例は1920年代前半期を対象とした筆者の研究でも、頻繁に確認することができる。また、政府や地方自治体の許可の下、合法的に中国人労働者を雇用しようとした計画も存在した。例えば、1917年7月には、第一次世界大戦期の軍需景気で労働力不足が生じたため、山口県で行われる造船場建設において、中国人の労働に関する従来の制限を一時的に解除する提案がなされた<sup>19)</sup>。また、1923年の関東大震災に際しても「震災によって焼失・倒壊した家屋は数十万にのぼっており、復旧作業に従事する職人が不足する」ため、500人の中国人労働者を雇用することを願い出た要望が出されている<sup>20)</sup>。しかしながら、これらの計画が実行に移された形跡を確認することはできなかった。

以上の点から、本稿では、1920年代の樺太を対象として、地域開発における中国人労働者の雇用政策とその背景について明らかにしていく。その際、内地人労働者や朝鮮人労働者も含めた

政府の労働者政策と関連付けながら、これらの政策の地域的特性・恣意性についても検討していく。

(2)研究の史料・データ 研究に利用できる日本政府(樺太庁)側の史料として、外務省外交史料館所蔵の『支那労働者入国取締関係一件』(全4巻)及び『外国人関係警察取締及処分雑件支那人の部』(全4巻)がある。その中でも特に①「高秘第3129号」(『支那労働者入国取締関係一件』第2巻, 所収, 1923。)②「樺太に於ける支那人労働者の状況及騷擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻, 所収, 1926。)は樺太における中国人労働者の雇用状況について、詳細に報告した史料である。また、朝鮮人労働者と中国人以外の外国人労働者に関しては、それぞれ函館市立図書館所蔵の③「樺太在留朝鮮人一班」(1927年10月, このうち第4章第2節までは桑原真人によって活字化及び解説がなされている<sup>21)</sup>)、④「南樺太居住外国人の状況」(1927年9月)が詳しい。一方、日本政府の内部史料の他に、樺太の地方新聞であった『樺太日日新聞』にも中国人・朝鮮人労働者に関する記事が多く掲載されている。

これらの史料を利用するに当たり、史料が政治性やバイアスを持つ可能性について、十分検討しておく必要がある。例えば、樺太庁は中国人労働者の雇用について、厳格な管理下で、季節労働者としてのみ雇用を認めるという政策を執っており、樺太庁の内部史料でも、このような政策を正当化する事実や意見が多く取り上げられている可能性がある。これに対して『樺太日日新聞』の記事には、中国人労働者の雇用について、否定的な主張が比較的多く掲載される

17) 小松裕「肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者」, 熊本大学文学会文学部論叢37, 1991, 65-93頁。

18) 前掲9) ①30-34, 40-41頁。

19) 前掲12) 118-119頁。

20) 「震災復旧工事に支那職工使用方願出に関する件」(『支那労働者取締関係一件』第2巻) 所収, 1923)。

21) 桑原真人「資料紹介 樺太在留朝鮮人一班」, 在日朝鮮人史研究8, 1981, 75-125頁。以後の引用頁数は在日朝鮮人史研究の頁数を記載する。

傾向が見られた。

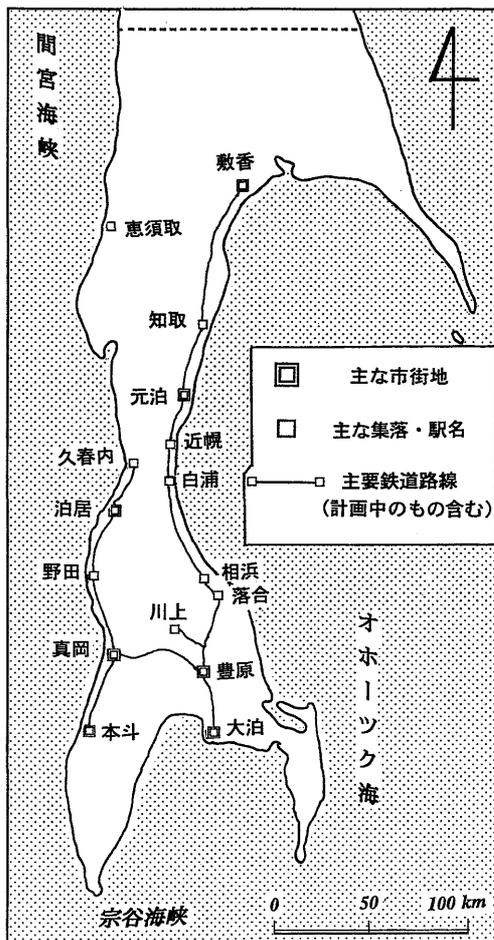
そのため、これらの樺太庁側の史料や新聞記事は、中国人・朝鮮人労働者が引き起こす問題を過度に強調するような差別や偏見に満ちた記述も多く見られ、史料の分析に当たっては、このようなバイアスに対して適切な史料批判をしていく必要がある。

これらの点に十分注意すれば、当該史料は中国人・朝鮮人労働者の雇用状況について知ることができる貴重な史料になり得る。そればかりか、史料の持つ政治性やバイアスについて分析すること自体が、近代日本の「外国人」観や「日本人」観について検討する場合、有効な視点となり得ると考える。

## II 対象地域の概観

樺太は漁業、林業といった在来産業に加えて、第一次世界大戦後になるとパルプ生産地として脚光を浴びはじめた。1914年に三井が大泊に工場を建設したのを始めに（1915年に王子製紙に合併）、樺太工業が泊居、真岡、恵須取に、王子製紙が豊原、野田に、そして日本化学紙料が落合に、工場を建設した（第1図）。樺太に進出したこれらの企業は、樺太国有林野産物特別処分令等により木材の独占的・安定的供給を保障された<sup>22)</sup>。このように製紙工業が発展した背景には、第一次世界大戦によって、欧米からの製紙用パルプの輸入が激減したことが大きな要因として存在している<sup>23)</sup>。

また、製紙工業の発展にともなって、鉄道・港湾等のインフラ整備も進んでいた。1906年に大泊と豊原間に鉄道が開通したのを契機に、野田、真岡といった西海岸に鉄道が伸び、1928年には豊原と真岡を結ぶ東西線が開通し、その後、



第1図 樺太の地域概観

Figure 1 The study area

樺太庁『大正14年国勢調査結果報告』、1927年より作成。

注) 地名・鉄道路線は当時の名称を表記

島の東海岸沿いに知取にむけて鉄道が延長されていった。また、1923年に稚内と大泊間の航路が開設されるにおよび、樺太は、北海道との連携を強めていき、日本経済圏の一翼に包摂されていった<sup>24)</sup>。

このように樺太を開発していく際、最も問題となる点は、地域開発のための労働者が不足し

22) 小林英夫「日本資本主義と植民地経営 植民地経営の特質」（大江志乃夫ほか編『近代日本と植民地 第3巻 植民地化と産業化』、1993、岩波書店）、16頁。

23) 三木理史「樺太の産業化と本斗港の不凍港選定」、日本地理学会「近代日本の地域形成研究グループ」研究集会（於：法政大学）、2000。

24) 前掲22) 16頁。

ていたことであった。1925年の国勢調査によると、樺太の人口密度を1として見た場合、内地27.8(北海道5.0)：朝鮮15.7：台湾19.7となっており、1905年の領有当初に比べると、入植者の増加は進んでいたものの、依然として樺太の人口密度は極端に希薄であった。<sup>25)</sup>そのため、樺太では、1920年代にはすでにかなりの朝鮮人労働者が、土木工事や石炭採掘事業等に雇用されていた。

まず、1917年に三井鉱山株式会社川上鉱業所が、朝鮮本土から百十人の朝鮮人労働者を募集し、さらに1918年から19年にかけて二百数十人を募集して、炭山坑夫として雇用して以来、その数は増加し、1920年末には、樺太在留朝鮮人人口は500人を超えるようになった。朝鮮人人口の増加は、その後も顕著に続き、1923年末には1,464人、1925年末には3,533人、1926年末には4,387人に達している。<sup>26)</sup>とりわけ、1923年と1925年には朝鮮人人口の増加が著しい。これは、これらの年次が、1919年の三・一独立運動に際して、朝鮮人の渡航を管理するために設けられた渡航証明書制度が廃止された1922年12月と1924年6月(関東大震災により一時的に渡航証明書制度が復活したため)の翌年にあたるからであると考えられる。

このような朝鮮人人口の増加は、1925年10月から、新たな「内地」渡航阻止制度が実施された後も続いた。<sup>27)</sup>また、この時期に樺太への朝鮮人労働者の転入が進んだ要因としては、開発事業の労働力が不足していたこと、朝鮮半島から内地への渡航制限が解除されたことその他に、ロシア革命の影響によって、沿海州や北樺太に居住していた朝鮮人が樺太に転入してきたことや、シベリア出兵からの撤退の際、北樺太から多く

の朝鮮人が転入してきたことが挙げられている。<sup>28)</sup>

1930年の国勢調査によると、樺太在留の朝鮮人人口は、樺太の総人口の2.81%を占める8,301人に上っており、1920年の934人に比べて大幅な増加を示している。住民基本台帳を用いた登録者数の推移を見ても、朝鮮人人口は総人口の伸び率を上回るペースで増加していることが分かる(第2図)。

ただし、住民基本台帳への登録者数では、1930年の朝鮮人人口は5,359人であることから、国勢調査による総人口との差にあたる約3,000人が住民登録をしていない短期滞在者であり、おそらくは短期的な出稼ぎを目的として入島した人々であると考えられる。職業構成の上でも、1930年国勢調査によると、朝鮮人有職者6,165人の中で、最大の人口を占める職種は「土工」であり、1,119人、「日傭(と単に申告したものの)」の1,052人、「仲仕、荷扱夫、運搬夫」の662人、「炭坑夫」156人と合わせると、2,989人となっており、これらの第二次産業に従事する非熟練労働者が、有職者数の半数近くを占めていた。第V章2節で詳しく述べるが、樺太庁は、このような朝鮮人人口の急増に危機感を感じており、このことが樺太において、中国人労働者が雇用されたことと大きく関連していた。

ただし、多数の朝鮮人労働者が存在したとはいえ、樺太は他の日本の植民地に比べて、人口構成の上では、内地人人口の比率が極端に高かった。<sup>29)</sup>このような人口構成の上での「内地性の高さ」が存在するため、樺太庁の外国人労働者政策も、内地での政策から大きく逸脱することはできないという制約もあったと推測される。

ところが、このような条件下にも拘わらず、1923年以降、樺太庁は内地での方針に反して、

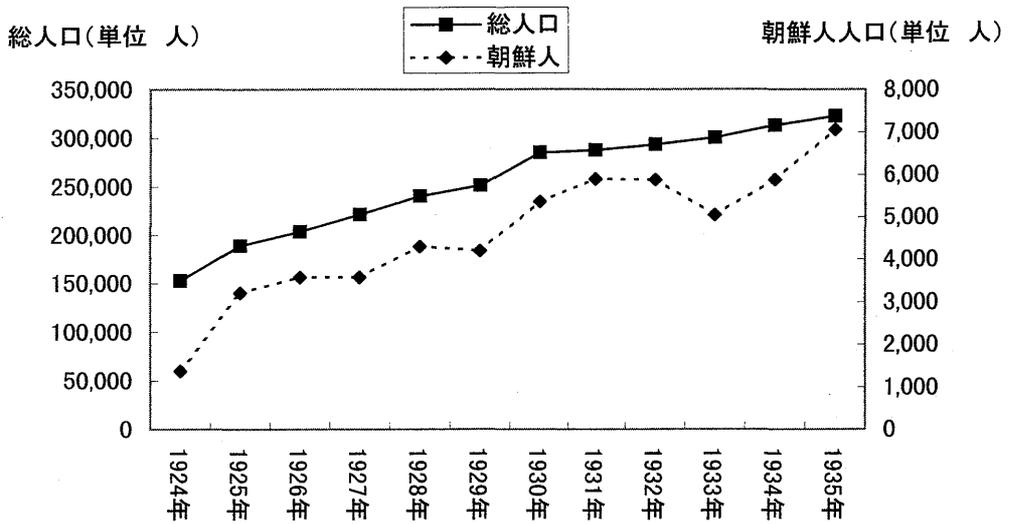
25) 前掲21) 82頁所載の数値から算出。

26) 前掲21) 97-98頁。

27) 前掲10) 170-171頁。

28) 前掲21) 97-98頁。

29) 三木理史「移住型植民地樺太と豊原の市街地形成」, 人文地理51-3, 1999, 223-225頁。



第2図 樺太における総人口と朝鮮人人口の推移

Figure 2 Total population including Koreans and the Koreans population in Sakhalin  
『樺太庁統計書』により作成

地域開発事業への中国人労働者の雇用を公認するという政策決定を行っている。そこで次章では、中国人労働者導入の経緯について検討していく。

### III 中国人労働者導入までの経緯

(1) 樺太の労働者不足と樺太庁の導入政策  
樺太に中国人労働者が導入された要因として、植民地開発の必要性和そのための労働者が極端に不足していたという点が挙げられる。1923年の時点で、内地では、すでに多くの過剰労働力が存在し、彼らの失業問題が顕在化しつつあった。このような失業労働者のなかには、情報量の乏しさから、樺太での就労を敬遠する者も多かった。<sup>30)</sup> そのため樺太では慢性的な労働力不足が生じ、賃金水準も高騰していた。これらの要

因により、労働者の募集が困難であったため、開発計画が実施の時機を逸することや、高賃金<sup>31)</sup>のため費用倒れになることが懸念されていた。

また樺太庁当局には、日本人労働者のなかには生活態度や勤勉さの面で問題がある者も多かったので、低賃金な外国人や外地人の労働者を導入することにより、労働力不足を解消するべきという意見も存在した。当初、樺太庁は、低賃金労働力の導入に際して、中国人、ロシア人、朝鮮人を雇用することを検討していたが、第V章2節で後述するように、共産主義思想の影響を比較的受けていないことと、急増する朝鮮人人口に歯止めをかけようとする目的から、中国人労働者を導入することに<sup>32)</sup>した。

このように地方政府の許可によって、地域開発に中国人労働者を導入するという政策は、全

30) 樺太庁保安課のコメントによると、樺太において内地人労働者が不足している原因として「殊に大正11年豊真線工事請負者土工部屋問題起って以来内地労働者は樺太に出稼ぎすることに危険を感じ多額の周旋料を払つても尚之が募集に困難なる時期があり、「内地人労働者を得ることの困難は本島に於ける請負制度の欠点より生ずる労働者の虐待を恐るる点から来た」と、この時期に社会問題となっていた労働者に対する「監獄部屋」の存在を指摘している。『樺太日日新聞』、1926年4月27日。

31) 「樺太に於ける支那人労働者の状況及騷擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収、1926)、3107-3108頁。

32) ①「高秘第3129号」(『支那労働者入国取締関係一件』第2巻所収、1923)、1195-1197頁。②前掲31) ③3060-3065頁。

第1表 中国人労働者取締要綱(主な内容を整理・要約)

Table 1 Summary of the immigration law implemented to control Chinese workers

	指示内容
No. 1	中国の一地方または一村落から募集すること。
No. 2	契約労働者・季節労働者として使用すること。
No. 3	労働者は一度大連に集合させ、直接樺太に輸送し、決して内地を経由させないこと。
No. 4	渡航後は居住・労働の許可を与えて労働させ、降雪期には労働者を全員集め、直接大連に送還すること。
No. 5	なお、この際、逃亡もしくは不正入国した中国人も一緒に送還すること。
No. 6	市街地や邦人居住地域以外の場所で使用し、かつ集住させること。
No. 7	検疫種痘を施すこと。傷病者治療所を設け、専属医師を置き診療に従事させること。
No. 8	労働者100人に対して巡査を1人請願し配置してもらうこと。
No. 9	逃亡者を出した場合、使用者は自費で捜査し、本国に送還すること。
No. 10	その他、随時樺太庁の指示に従い公安、風俗、衛生上必要な処置をすること。

「高秘第3129号」(「支那労働者入国取締関係一件」第2巻所収, 1923), 1205-1207頁, 及び「樺太に於ける支那人労働者の状況及騷擾の顛末」(「支那労働者入国取締関係一件」第4巻所収, 1926) 3096-3110頁より作成。

国的に見ても異例のことであったようである。例えば、1926年2月4日付『樺太日日新聞』では中国人労働者の雇用禁止に賛成する豊原商工会頭の談話を掲載しているが、このなかには「日本として一般的に之が移入を禁止して居る苦力を樺太のみ従来之を当局が許したのは樺太労働界の事情が之を余儀なくさせたためであって・・・」という記述があり、樺太における中国人労働者の雇用は全国的に見ても特別な事例であったことが分かる。

導入に際して樺太庁では、中国人の無制限な移入と定住を制限するため、中国人労働者の雇用を希望する企業・請負業者に対して、許可人数を割り当て、その範囲内での雇用を義務づけた。また、樺太庁は、第1表に記すような、詳細な取締要綱を作成し、雇用業者に対して遵守を求めた。

この要綱には、樺太庁の中国人労働者に対する管理政策の、いくつかの特色が表れている。第1の特色は、樺太庁は、中国人労働者を「専ら契約労働者・季節労働者として雇用し、降雪期には全員帰国させること」を義務づけ、中国人が定住化することを防止しようとしている点である。さらに「降雪期に送還する際には逃走

もしくは不正入国した中国人も一緒に送還すること」、「使用者は逃走者を出した場合、自費で捜索すること」等の条項を設けており、定住化を防止するための政策を徹底させようとしている。

第2の特色は、「市街地や邦人居住地域以外の場所で雇用し、さらに集住させる」ことが定められており、彼らが日本人と接触することを極力避けようとしている点である。さらに「中国で募集した労働者は、一度大連に集合させ、内地を経由させずに直接樺太に連行し、決して内地を経由させないようにする」こととされており、内地への中国人の流入を防止しようとしている点も注目すべき点である。

第3の特色として「中国の一地方または一村落から募集すること」が定められている点が挙げられる。この理由は、一地方・一村落から募集した場合、親戚・知人が多くいて、労働者達の間相互扶助的な役割を持つ地縁・血縁の集団が作られるため、飯場から逃走する者があまり出なかったからである。実際に、1923年に中国人労働者を雇用した請負業者の堀内組と加藤組の事例でも、一地方から688人の労働者を募集した堀内組では、逃走者を1人しか出さず、

第2表 中国人労働者の雇い主と雇用人数、出身地、雇用目的、雇用時期

Table 2 Chinese laborers: employer, maximum number of workers allowed employment under government quotas, region of origin, job description and employment period

	雇い主	出題された雇用人数	許可された雇用人数	労働者の主な募集地	工業種類(従業地)	雇用開始年月日	送還年月日
No. 1	加藤組		759	直隸省塩山県	豊真鉄道新設工事	1923年5月11日	1923年11月2日
No. 2	堀内組		688	山東省	豊真鉄道新設工事	1923年4月18日	1923年11月11日
No. 3	樺太工業株式会社		85	山東省博山65人	大栄炭山採炭事業	1923年5月4日 (2年契約で雇用)	1925年
No. 4	庄内組		33	北樺太からの南下者	船洞工事(元泊)	1923年	1923年10月
No. 5	堀内組		921	直隸省	豊真鉄道敷設工事	1924年5月3日	1924年10月28日
No. 6	大庭組		614		富士製紙工場建設工事(知取)	1924年6月28日	1924年11月16日
No. 7	樺太工業株式会社		342		製紙工場建設工事(恵須取)	1924年7月2日	1924年11月9日
No. 8	大平炭山		52		大平炭山採炭事業(恵須取)	1924年	1925年
No. 9	堀内組	1,000	590	山東・直隸省	豊真鉄道敷設工事	1925年5月13日	1925年11月24日
No. 10	大庭組	1,000	600	関東州管内	富士製紙工場建設工事(知取)	1925年6月7日	1925年11月25日
No. 11	大倉組	2,000	1,500	山東省・天津	樺太鉄道敷設工事	1926年5月27日	1926年11月19日
No. 12	三ツ引商会	300	雇用不許可		野久線敷設工事		
No. 13	大正組	500	420		野久線敷設工事	1927年	1928年1月初頭頃

No. 1～12は「樺太に於ける支那人労働者の状況及騷擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収, 1926)。

No. 13は「樺太在留朝鮮人一班」, 83頁及び1926年12月29日付『樺太日日新聞』より作成。

注) 不明部分は空欄とした。

この1人もすぐに戻ってきている。これに対して, 759人を雇用した加藤組では, 反対に親戚・知人が少なかったために50余人もの逃亡者を出している<sup>33)</sup>。

(2) 中国人労働者の雇用状況と年次的傾向  
この時期, 樺太で季節労働者として中国人の雇用がなされた背景として, 樺太でも1920年代に鉄道・港湾等のインフラ整備が進み, 同時に新たに樺太の基幹産業となりつつあった製紙工場の建設も進んでいたことを指摘できる。これらの地域開発における中国人労働者の雇用は, 筆者が調べた限りでは, 1923年から1927年の5年

間にかけて行われていた(第2表)。

まず, 1923年には, 豊原—真岡間を結ぶ豊真鉄道の建設工事において, 工事請負業者の加藤組と堀内組でそれぞれ759人, 688人の中国人労働者が雇用されている。豊真鉄道は, 樺太の首都豊原と西海岸の要地真岡をつなぐとともに, 路線内には大森林地帯と留多加川流域の豊穡な殖民地を擁しており, 樺太開発の上で, 重要な使命を持つ路線であった。この路線は1921年10月起工, 1925年10月, 豊原—鈴谷間が開通し<sup>34)</sup>, 1928年には豊原—真岡間が全面開通した<sup>35)</sup>。中国人労働者は, 工事請負業者である加藤組と堀内

33) 前掲32) ①1203頁。

34) 樺太庁『樺太要覧大正十五年度』, 1926, 56頁。

35) 前掲34) 56頁。

36) 樺太庁『樺太要覧昭和七年度』, 1932, 44頁。

組によって、それぞれ直隸省（現在の河北省）と山東省で募集、雇用されている。彼らは取締要綱で定められた通り、同年の11月には送還されているが、翌年の1924年には921人の中国人が、さらに翌々年の1925年にも590人が、この豊真鉄道建設工事に雇用されている。

このようなインフラ整備事業に中国人労働者が雇用された事例として、他に1923年の元泊での船澗工事（雇用者数は33人）、1926年の落合一知取間での樺太鉄道新設工事（雇用者数1,500人）、1927年の野田—久春内間の野久線工事（雇用者数420人）の事例が確認できる。

一方、第一次世界大戦後に発展した製紙工業とそれに関連する事業にも、多くの中国人労働者が雇用されていた。1923年には、当時の代表的な製紙企業の一つであった樺太工業で85人が、パルプ製造に必要な石炭を確保するための、採炭作業に従事している。さらに、1924年には同社の工場建設工事に342人が雇用されている。また、他の有力製紙企業である富士製紙会社の工場建設にも、1924年には614人、1925年には600人がそれぞれ雇用されていた。

この5年間での雇用状況の傾向を見ると、1923年から1924年にかけては、比較的少人数の中国人を雇用する場合でも、その就労が許可されていた。これに対して、1925年から1926年にかけては、多くの労働力を必要とする大規模な工事に限定された雇用状況になっている。これは樺太庁が、内地人労働者だけでは労働力の調達に難しい大規模な工事に限定して、中国人を雇用しようとする方針を執っていたからであった。例えば、1926年の場合、落合一知取間での樺太鉄道施設工事を請け負った大倉組から、必要となる3,000人の労働者のうちの2,000人を中国人労働者でまかなおうとする計画が出されたが、樺太庁は3,000人のうち1,500人は内地人労働者

でまかなえると判断し、1,500人に限って中国人の雇用を許可している。その一方で、西海岸線敷設工事（第2表）を請け負った三ツ引商会からは、中国人労働者300人の雇用が出願されたが、樺太庁は、その事業規模が比較的小さく、所要労働者数も少数であるため、内地人労働者で十分まかなえると判断し、中国人の雇用は許可しないという方針を決定している。<sup>37)</sup>

このように中国人労働者の雇用は、徐々に縮小されていく傾向があった。1926年には、上述の樺太鉄道新設工事で1,500人の雇用が許可されたのみであった。しかしながら、この事業での中国人の雇用に対しても、樺太の地域住民から、大きな反対運動が引き起こされた。次章では、このような反対運動が起こった理由について検討していく。

#### IV 中国人労働者雇用政策の問題点と政策の変遷

(1)雇用政策への地域住民の反対運動 中国人労働者の雇用に反対する人々が最も多く存在していたのは豊原地区であった。主に商業会議所を中心とする商工業者が、活発な反対運動を展開していた。具体的には、新聞紙上での反対論の展開や、『支那苦力使用禁止期成同盟会』の開催、樺太庁長官の弾劾、中央関係各官庁への陳情等の反対運動が行われていた。<sup>38)</sup>

商業会議所が中国人労働者の雇用に反対する理由として、中国人労働者は「殆ど露營的生活にあまじ労働の大部分に之を故国に送ると共に日常生活の物資の多くは本国より供給を仰ぐの状態なるにより結局労働の殆ど全部を本島より持去らるることとなり本島経済界に大なる打撃あること」と「支那苦力に代るに邦人労働者を以てするときは労働の大部分は島内に於て費消せらるるを以て経済界に多大の好影響を〇す

37) 前掲31) 3118-3123頁。

38) 前掲31) 3104頁。

べきは勿論邦人労働者中には自然移住者をも生ずべきを以て殖民政策上の見地に於て又好結果を得べきこと」(○は解説不能な文字)を挙げて<sup>39)</sup>いる。この指摘から、中国人労働者の雇用は、豊原町の商工業者に、ほとんど経済的利益を与えず、むしろ樺太の商業活動に停滞をもたらすという認識が、彼らの反対の大きな理由であったことが分かる。

この他にも、樺太庁側の史料によると、反対運動の背景として「巷間での噂」としながらも、樺太鉄道敷設工事の請負入札をめぐる、地元豊原町の請負業者と樺太庁、樺太鉄道株式会社、大倉組との間でトラブルが生じていたことが指摘されている<sup>40)</sup>。この史料によると、事業の落札と中国人労働者の雇用について、樺太庁、鉄道会社、大倉組の三者の間で密約が存在し、それを知った豊原町の請負業者が中心となって反対運動を組織したとされている。

大倉組は鉄道請負業協会（1915年発足）、協和倶楽部（1921年発足）、土木業協会（1925年発足）といった鉄道請負業者の協会に役員を送り出す程の大手業者で、植民地を含む日本全国の鉄道建設を請負っていた<sup>41)</sup>。樺太庁側の史料では、豊原町の請負業者は、大倉組が樺太での諸事業に進出を図っていることに脅威を感じ、中国人労働者雇用反対運動をきっかけに大倉組を樺太から排除しようとしていたとも述べられている<sup>42)</sup>。

このような背景から、豊原町では中国人労働者の雇用に対する激しい反対運動が行われた。しかしながら、後に大倉組が労働者のための白

米、酒等の日用品、諸雑貨を主として豊原町において購入するか購入の契約を行うことを決定したため、商店経営者を中心に反対運動から離脱する者が相次いだとされている。その後、豊原町では、反対派住民と樺太庁長官との会談で「今後ではできるだけ中国人の使用を許可しないようにする」という趣旨の言明を得たため、反対運動は沈静化していったという<sup>43)</sup>。

地域的に見ると、豊原以外では、真岡、泊居といった樺太における商業の中心地区で反対意見が見られた<sup>45)</sup>。これらの地区は、樺太鉄道が敷設される沿線外に位置していたこともあり、鉄道建設による経済的な利益を受けることが少なかった地区であったと考えられる。これに対して、樺太鉄道沿線上の地区では、あまり反対意見は見られなかった。これは、鉄道敷設によって交通の利便性が向上することに加えて、敷設工事に多くの労働者が雇用されるため、商業活動の好転が見込まれるからであったと考えられる。

一方、マスコミの論調を見ると、中国人労働者の雇用に否定的な記事を掲載することが比較的多く、『真岡時事』、『拓殖新報』の両新聞は、特に否定的な立場を明確にしているとされていた<sup>46)</sup>。また、第I章2節で述べたように、『樺太日日新聞』も中国人労働者の雇用に否定的な記事を掲載することが多かった。例えば、同紙は「苦力禁止の政策 労働問題と其国家的統制の必要」と題する社説を掲載し「庁警察部が内地府県と連絡をとり、善良なる労働者を輸入して

39) 『樺太日日新聞』、1926年4月27日。

40) 前掲31) 3113-3115頁。

41) 日本鉄道建設業協会編『日本鉄道請負業史 大正・昭和(前期)篇』、1978、非売品、722頁。

42) 前掲31) 3115-3116頁。

43) 前掲31) 3113頁。

44) 前掲31) 3104、3109-3116頁。『樺太日日新聞』、1926年5月16日。

45) 真岡では「何等積極的な意見を見ざりしも大体に於いて禁止方針を希望したる模様」、泊居では「豊原の反対運動の宣伝に誘惑されたる観あり支那苦力の使用に関しては反対の意向を表せり」、その他の各地では「当局の方針に対して何等反対行動をとることなく、寧ろ之を歓迎するが如き感ありたり」という状況であったという。前掲31) 3105-3106頁。他の史料にも、豊原商業会議所が泊真の商業会議所と協同して、中国人労働者雇用禁止について当局に陳情する予定であると記されている。『樺太日日新聞』、1926年4月25日。

46) 前掲31) 3117頁。

労銀を緩和し、事業家側の著しい苦痛としない程度に於て、苦力使用方法に変更を試みんしたのは、御尤も至極の政策である。」と主張したり、<sup>47)</sup>「苦力禁止に賛成 現時の世相からは是は当然の事」という見出しで中国人労働者雇用反対派の代表である豊原商業会議所頭の談話を掲載したりしている。<sup>48)</sup>

また、労働者団体も中国人労働者の雇用には反対の立場を執っていた。大泊町では、小樽市に本部を置く労働者団体である「北海労働倶楽部」の支部が発会した。その支部大会のために小樽市から会長ほか1名が樺太を訪れた際、樺太における中国人労働者問題への対応について検討している。その結果『大倉組は「邦人労働者は脚気症を発する虞あり」という理由で樺太庁に中国人労働者の使用を願い出て許可を得ているが、邦人が脚気症に罹りやすいのであれば中国人も同様のはずであり、これは大倉組が利益を独占するために低賃金の中国人労働者を使用するための論理である』として、日本人失業者の保護のために中国人労働者を雇用しないよう樺太庁に陳情する意向を示している。<sup>49)</sup>

これらの反対運動は、樺太庁当局の方針に、少なからぬ影響を与えていたと考えられる。例えば、1925年11月21日付の地元紙『樺太日日新聞』には樺太庁当局の声明として「種々問題の種を蒔きつゝ、あった苦力使用は禁止か 樺太庁当局が国内の労力過剰を慮って 善良な土工招来に努力」と題する記事が掲載されている。この記事では「最近(中略)内地方面に於ては労働の供給過剰の状態にあり少くとも今日では(内地人)労働者の募集不可能などということは樺太にても伝ひ得ない筈であり」また「(中国人は)外国人である以上取締其の他に關し当局

としての気苦勞少からず延いては種々の弊害を實際に認めるようになってきたので庁当局としては…今後できるだけ支那苦力の使用を許可せざる方針をとることになったらしい」とされている(括弧内は筆者が補足)。

また、翌1926年3月の同紙にも樺太庁警察部長の以下のような談話が掲載されている。すなわち、中国人労働者の雇用は「(中略)一時事業家の便宜のために許可せられた」ものである以上「内地人労働者を募集することが不可能であるという事情が消滅すると同時に苦力の使用を許可しなくなるのは当然のこと」であるとする。そして「之を行掛りとかが何とかいふ口実の下にグラグラと使用を許すことになった日には独樺太の労働界に打撃を与ふるのみならずひいては内地のそれにまで及ぼす結果を見ないとも限らぬ。(中略)庁当局としては(中略)苟くも内地人労働者を招致し得る事情の下にある場合決して苦力の使用は許可しない筈である」と述べており、樺太における中国人労働者雇用政策の継続は、内地における中国人労働者政策にまで影響を及ぼしかねないという見解を表明している。<sup>50)</sup>

さらに1926年4月にも、樺太庁は前年11月と同趣旨の声明を発表した上で、このような声明を繰り返した目的を「庁幹部連の該問題に対する意見まちまちにして不統一を極め居るもの、如く伝へられてゐるが(中略)苦力問題に関する方針のグラつき居らざる旨明らかに」するためであると述べており、<sup>51)</sup>中国人労働者雇用政策に対して、樺太庁内部での意見の不統一や動揺は存在しないことを強調している。

しかしながら、このような声明を敢えて行ったこと自体が、樺太庁内部での意見の不統一と

47) 『樺太日日新聞』, 1925年11月22日。

48) 『樺太日日新聞』, 1926年2月4日。

49) 「外乙秘第1397号」(『支那労働者入国取締関係一件第4巻』所収, 1926)。

50) 『樺太日日新聞』, 1926年3月24日。

51) 『樺太日日新聞』, 1926年4月27日。

動揺を象徴的に示していたと言えよう。なぜならば、この声明を公表した直後に、樺太庁は大倉組に対して1,500人も中国人労働者の雇用を許可したからである。しかも、その許可が決定された時期は5月の始め頃であり、例年、5月中に実際に雇用が始まっていたことを考えると、異例の遅い決定であった。そのため、請負業者側は短期間で1,500人も労働者を集めねばならず、虚偽の労働条件を提示するという詐欺的手段を執らざるを得なかったと言える。<sup>52)</sup>

（2）労働争議の発生とその要因 虚偽の条件を提示して、短期間で多くの労働者を集めたことは、後述するように、中国人労働者によって労働争議が頻発した原因の一つになったと考えられる。

労働争議について述べる前に、まず樺太鉄道敷設工事における中国人労働者の雇用状況をみておく。樺太鉄道の工事区間は、第3表に示されているように、第一工区から第四工区に分かれており、第一工区は中国人労働者の雇用に反対した豊原町の業者が、第二～第四工区は大倉組が請負業者となっていた。大倉組は樺太庁の指示に従って、3,006人の労働者のうち1,500人を中国人労働者によってまかなっている。

中国人労働者の組織体系は以下の通りである。まず「大苦力頭」という役職を頂点として、その下に「苦力頭」、さらにその下に「小苦力頭」がいた。「小苦力頭」は30～60人の同郷の一般労働者を組織して工事に従事させた。また、「外帳場」あるいは「帳場員」と呼ばれる、主として飯場内の庶務を掌握する者や、「現場員」と呼ばれる現場を監督する者もいた。苦力頭や帳場員の給与は、一般労働者の賃金から天引きした金（これを苦力頭手数料と呼んでいた）

### 第3表 樺太鉄道工事の概要

Table 3 Overview of the construction works on the Karafuto East Coastal Railroad

工事区分	工事区間	請負者	工事予算	雇用労働者数(日本人含)
第一工区	落合—相浜	遠藤組	157,500 円	235人
第二工区	相浜—近幌	大倉組	584,512 円	1,163人
第三工区	近幌—元泊	大倉組	621,763.2 円	1,156人
第四工区	元泊—知取	大倉組	294,477.75円	687人

「樺太に於ける支那人労働者の状況及騷擾の顛末」  
 (『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収, 1926),  
 3141頁より作成。

によって、支払われていた。

中国人の雇用に際しては、いくつかの問題も発生した。なかでも最も頻繁に起こった問題は、労働争議の発生であった。労働争議は、1923年から1925年にかけて、年に1回程度のペースで起こっていたが、1926年になると、頻繁に発生するようになり（第4表）、特に7月11日に賃金の支払い等を求めて発生した労働争議は、大倉組職員等10人の負傷者を出す騷擾事件に発展した。これらの労働争議の主な原因は、劣悪な労働条件、とりわけ賃金水準の低さ、賃金の不払い、苦力頭手数料等の徴収に由来するものであった。当時の樺太で建設・運搬業に従事する内地人労働者の賃金水準が日給で2.0～3.5円程度、朝鮮人労働者の場合も日給で1.8～3.0円程度とされていたの<sup>54)</sup>に対して、中国人の賃金水準は、導入当初は1.0円、その後の労働争議によっても、1.2～1.3円に値上げされた程度であった。1925年の労働争議も、中国人労働者の賃金が1日1.0円であったのに対して、内地人労働者が1日2.5円の賃金を得ていることが判明したことが原因であった。

52) 声明から3週間と経たない同年5月15日には、早くも大倉組は中国人労働者の募集を完了し、同月18日には樺太に到着する予定であるという報道がなされている。『樺太日日新聞』, 1926年5月15日。

53) 前掲31) 3124頁。

54) 前掲21) 98頁。

第4表 中国人労働者による労働争議の内容とその結果  
Table 4 Labor disputes raised by Chinese workers and their results

発生時期	参加者数	争議の目的・要求内容	要求の成果	中国人への処分内容	史料
1923/5/17~18	加藤組労働者約300人	賃金値上げ	なし	14人が拘留処分	1)
1924/7/22~25	大庭組労働者	賃金値上げ(1日14時間で日給1.5円)	日給1.3円	なし	1)
1925/10/27~11/3	堀内組労働者280余人	①賃金値上げ(日給1.5円), ②苦力頭・事務員に支払う手数料免除, ③物品の供給価格の値下げ	日給1.27円	なし	1)
1926年	大倉組労働者900人	労働者募集の際, 大連で日給0.8円で就労させるという虚偽の雇用条件で募集したため	なし	なし	2)
1926年	大倉組労働者約1,502人	大連からの移動中, 予定日数から10日間余り遅れたことに対して, 1人15円の賃金を要求	食費及び1人3.0円を支給	なし	2)
1926/5/25~6/5	大倉組第3工区労働者660人	賃金値上げ(日給制1.2円か月給制35円)	日給制1.2円	14人が送還処分	2)
1926/6/23	大倉組東礼文収容労働者8人	飯場監督への不満から暴動に発展	なし	なし	3)
1926/6/24	大倉組第1工区第2号飯場労働者96人	飯場監督への不満から暴動に発展	なし	なし	3)
1926/7/7~9	大倉組第3工区第1号飯場労働者	①賃金の支払い, ②飯場手数料・苦力頭手数料免除	要求認められる	なし	3)
1926/7/11~13	大倉組第3工区第2号飯場労働者80人, 第3号飯場労働者96人	①賃金の支払い, ②疾病・雨天休業者への賃金の支払い, ③6月22日までの賃金は日給制で支払うこと	なし	5人が懲役4ヶ月, 17人が懲役3ヶ月	1)
1926/8/1	大倉組第2工区第5号飯場労働者86人	①賃金の支払い, ②歩合制から日給制への変更	なし	なし	1)
1926/11/14~17	大倉組労働者	最後の精算で賃金が予想外に少ないため, 賃金計算のやり直しを求める	全労働者に合計4,000円を支給	なし	1)
1926/11/26~30	大倉組労働者800人	大連から募集地までの旅費を支給するように要求	旅費の蓄えがない270人に乗船切符を支給	5人が別室監禁	1)
1927/12/14	大正組労働者420人	賃金の支払い	要求認められる	なし	4)

1) 「樺太に於ける支那人労働者の状況及騒擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収)

2) 「高秘第3140号」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収)

3) 「高秘第3457号」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収)

4) 1927年12月15日付『樺太日新聞』より作成

日本人と中国人の間の賃金格差は, 例えば, 筆者が検討した東京府の事例と比べても大きなものであった。<sup>55)</sup> 同時期の東京府において, 中国人建設・運搬労働者の賃金(日給)は, 平均して2.0円程度で, 内地人建設・運搬労働者と比較して, 3割程度割安であったが, 樺太の場合,

大連から樺太までの往復の渡航費を請負業者の側で負担していることもあるが, 内地人と比較して半額以下に押さえられていた。さらに, 多くの場合, 労働者の日給からは, 苦力頭や帳場員への手数料, 食費・物品費等が差し引かれており, 実際に支給される金額は, 日給で0.6~

55) 前掲8) ①32-33頁。

0.7円程度であった。<sup>56)</sup>1926年の大倉組第三工区雇用労働者に至っては、1.2円の賃金のうち、手数料は約3割、食費は1日当たり0.4~0.5円も差し引かれていた場合すらあった。<sup>57)</sup>

中国人労働者に対する賃金の不払いが、労働争議のきっかけになっていた事例も、数多く確認することができた。さらに、1926年に雇用された中国人労働者の場合、労働者の募集を依頼された斡旋業者が、大連で就業させるという虚偽の労働条件を提示して募集し、労働者を大連まで連れて行った後、実際は樺太で就業させることを明らかにして、樺太へ送致している。<sup>58)</sup>この他、樺太で鉄道建設事業に従事させる際にも、途中から賃金の算出方法を常備制（日給制）から請負制（歩合制）に変更し、しかも、それを決定時以前に遡って適用している。その結果、日給制の場合に比べて、中国人労働者の賃金が大幅に目減りし、それが騒擾事件の遠因の一つになったとされている。<sup>59)</sup>これらの措置が、労働者達の間にも、大倉組に対する不信感を高めさせたことは十分考えられる。

1927年に雇用された中国人労働者の場合、降雪期に送還する際、雇用者側の賃金不払いのために送還が数十日間も遅れた。さらに雇用者側が送還のための汽船の滞船料を捻出できなかったために、送還は翌1928年1月頃にまでずれ込み、多くの中国人労働者が厳寒の地において宿舎も食料もない状況下で飢えと寒さに苦しんでいる。<sup>60)</sup>

（3）中国人労働者雇用政策の変遷 樺太庁では、1926年に雇用した中国人を送還した後、中国人労働者の雇用状況と労働争議の顛末に関す

る報告書をまとめている。この報告書では、中国人労働者導入の是非については、「苦力に依り、今日樺太の拓殖の事業の進展を幾分か促進し得たることは、疑う可くもあらず。（中略）現在労働力の不足せる樺太に在りては、（中略）苦力の使用を以て、適当なるものとなすものなり」という肯定的評価と「苦力の使用は警察及一般民衆に迷惑を及ぼし、一般公安風俗衛生上有害なる結果を生ずるを以て、今後苦力の使用を厳禁して邦人労働者を使用せしむ可し」という否定的評価の両論を併記した上で、今後の中国人雇用の是非について、早急に検討する必要があることを指摘している。

これを受けて、1927年には次に要約する13条の内規を定めた上で、今後5年間に限って中国人労働者の雇用を認めるという方針を決定した。この内規のなかでも、特に重要な箇所は以下の点であった。<sup>61)</sup>

- ① 1927年に雇用を許可する中国人労働者の数は、過去4年間の中国人労働者雇用数の平均数とする。
- ② 1928年以降の許可人数は、特別な事情がある場合を除き、1927年の人数から通減させていく。
- ③ 特別な事情がない場合、雇用を許可するのは1931年までとする。
- ④ 中国人労働者の雇用は、同一事業者か同一工事において、労働者を500人以上必要とし、かつ内地人労働者の募集が困難な場合に限る。
- ⑤ 雇用者は、中国人労働者だけを雇用して事業経営を行ってはならず、必ず内地人労働者も併せて雇用すること。中国人労働者の雇用者

56) 1926年の大倉組第3工区第1号飯場の場合、1.2円の賃金のうち飯場料（食費）40銭と手数料15銭が差し引かれていたが労働争議の結果、手数料の徴収は免除されるようになったという。前掲31) 3156-3158頁。

57) 前掲31) 3160頁。

58) 「高秘第3140号」（『支那労働者取締関係一件第4巻』所収、1926）。

59) 前掲31) 3160-3161頁。この騒擾事件の後も、同年8月1日には、歩合制から日給制に戻すことを要求する労働争議が起きている（第4表）。

60) 『樺太日日新聞』、1927年12月29日及び1928年1月18日。

61) 『樺太日日新聞』、1927年2月27日より内容を整理・要約。

数は、内地人労働者のその2/3以内とする。ただし、中国人労働者の雇用者数は100人を下回ってはならない。

⑥ 雇用者は、中国人労働者の雇用に当たり必要となる物資をなるべく樺太で購入すること。

『樺太日日新聞』の記事は、この決定を「支那苦力の使用は本年も許可さる 併し別に内規を定め 物資は成るべく地元から買わしむ」という見出しで伝えており、中国人労働者雇用に反対する商工業者にとって、物資を地元で購入するという点が妥協の重要な条件になっていたことが分かる。

また、樺太庁では、この方針を決定すると同時に雇用反対派の樺太中央協会に伝え、了解を求めている。協会側は「幹事会を開き本問題に対する態度に付協議」し、「支那クリー問題は先に協会より陳情せる意旨を大体尊重し使用禁止に近い制限使用であつて殊に其内規は頗る厳格なものであるからこの内規通り実施さるゝものであれば敢て血眼になって反対する必要もなからう」と評価した上で「本年一年だけは之を黙認して形勢を觀望しやうと云ふことに決定した」という。<sup>62)</sup>

このような方針の下で、1927年には野久線工事に420人の中国人労働者が雇用された。しかし、この年の事業では、前述したように請負業者の大正組が大幅な赤字を出した上に、送還が翌1928年1月頃にまでずれ込んでしまった。1928年1月30日付『樺太日日新聞』によると「昨年はたまたま西海岸に連来つた大正組の支那クリーに関してゴダゴダが起」つたため「一般に請負業者をしてクリー必ずしも有利あらざることを痛感せしめるものあり(中略)本年か

らは本島の土工労働界から支那クリーの影を絶つものとみられている」とされており、樺太の各請負業者は、この年以降、地域開発事業に中国人労働者を雇用しない方針であることが記されている。

このように雇用者側が方針を転換した理由を、コスト面から明らかにするために、1927年の野久線工事において、大正組が中国人労働者に対して支出した賃金の状況を検討してみたい。

まず、中国人労働者420人を日給1.15円で90日雇用すると賃金の合計は43,470円となる。この内、天候等による休業を2割と見積もり、この金額を差し引くと34,776円である。汽船チャーター料と輸送中の食費の合計約8,000円<sup>65)</sup>を加えると、支出は42,776円となる。<sup>66)</sup>しかし、この年、降雪期の送還が遅れたため、数十日間の滞船料が約4,500円<sup>67)</sup>かかった。さらに、具体的な金額は不明であるが、この間の労働者の宿泊・飲食費が相当な金額になったことが推測される。<sup>68)</sup>仮に、同人数の朝鮮人労働者を、当時の彼らの最低の賃金水準である1人1日1.8円で90日間(うち休業が2割)雇用していたと仮定すると、支出合計は54,432円となる。したがって、降雪期の送還がスムーズに行われなかった場合、中国人労働者の雇用は、各請負業者にとって必ずしも有利な選択肢とはなりえない。

外務省所蔵の史料と『樺太日日新聞』の記事を見る限り、1928年以降は、樺太において多人数の中国人労働者が雇用されたという記録は見られず、1927年をもって樺太地域開発における中国人労働者の雇用は終了したと考えられる。

予定としていた1931年を待たずに、彼らの雇用が終了した背景には、樺太で低賃金で雇用で

62) 『樺太日日新聞』, 1927年2月26日。

63) 『樺太日日新聞』, 1927年2月26日。

64) 『樺太日日新聞』, 1927年2月27日。

65) この金額が往復料金か片道料金かは不明であるが、片道であった場合は、さらに約8,000円の支出が必要になる。

66) 『樺太日日新聞』, 1927年12月15日。

67) 『樺太日日新聞』, 1927年12月29日。

68) 仮に送還が遅れた期間の食費を、1人1日0.3円で30日間として計算すると、食費だけで3,780円となる。

きる朝鮮人労働者が急増したことにより、「中国人労働者の雇用は、必ずしも有利な選択肢ではない」という認識が各請負業者に広まったことも要因の一つとしてあげることができよう。

## V 樺太における外国人労働者政策の恣意性

（1）樺太庁の中国人労働者への「評価」とその両義性 以上、本稿では樺太における中国人労働者の雇用状況とその導入政策について検討してきた。以下では、本稿で明らかになった点を踏まえて、樺太庁の外国人労働者雇用政策の特徴とその政策決定の恣意性について考察していく。

この点を検討するに当たり、内地においては雇用を禁止されていた中国人労働者が、樺太では厳しい制限付きながら、季節労働者という形で認められていたことは重要な点である。これは、新領土である樺太を日本資本主義の中に包摂するための地域開発の必要性と、樺太は「日本人」が住む空間であるという建前の妥協の結果として生まれた政策であったと言える。

樺太庁当局や内地人住民の中国人労働者に対する「評価」も、これらの対立する価値観の中で、両義性を帯びたものにならざるを得なかった。樺太庁では、中国人労働者を導入するに当たり「其の身体頑強なる、能く寒暑飢餓に堪え、困苦欠乏に辟易せず、労働耐久力に富み、性質従順にして貯蓄心亦旺盛なるのみならず、其の労銀の低廉なる〇〇、到底他の追従を許さず。苦力の長所短所を理解して巧みに之を使用するときは、彼等は勤勉にして善良なる労働者となり、労働能率に於て驚く可き好績を挙げ得べし」と肯定的な評価を下している。地元住民に

よる雇用反対運動や、中国人労働者による労働争議が頻発した1926年の時点でも「苦力の代わりに邦人労働者を使用するとするも、性質の不良なる、却って苦力に増さる弊害を生じ、一層取締の困難を感ずるに至る可きを以て、寧ろ苦力の使用を以て、適当且つ無難と謂う可きなり」とされており、低賃金で効率よく開発事業を進めることができるという観点からは、中国人労働者雇用の有効性を認める見解が存在していた。

その一方で、中国人労働者の生活程度や衛生状態についての樺太庁や内地人住民の一般的な評価は、「簡単なる掘立式の小屋に収容せられ、極めて素朴原始的の生活を営めり。彼等の中には尚一層簡易なる住居を欲し、天幕を張りて、其の中に寝食を共にするものあり。一般に汚穢にして文化的施設の見る可きものなく、亦改造施設を為すの意思なし<sup>71)</sup>」、「苦力は概ね無知無教育なる結果、衛生観念に乏しく汚穢臭陋を敢て意とせず、外傷疾病に対しても格別留意する処なく、極めて不潔にして危険極まる生活を為すものなる<sup>72)</sup>」というもので、生活程度や衛生状態に関しては、概ね否定的な評価がなされていた。

しかしながら、このような一般的な見解とは矛盾する見解や実態報告も多く存在していた点は注目すべき点であろう。例えば、前述の報告書では中国人労働者の栄養・衛生状態の悪さを強調しながらも、その後「栄養状態は渡航当時の不良に比し漸次改良せられ送還当時に於ては極めて良好となりたり<sup>73)</sup>」と続けられている。また、他の箇所では、衛生状態が悪い「割合には疾病者を出すこと尠く伝染病者の発生亦皆無なり<sup>74)</sup>」、「食物の粗悪なるにも拘らず、能く過劇

69) 前掲31) 3063頁。

70) 前掲31) 3207頁。

71) 前掲31) 3088頁。

72) 前掲31) 3090頁。

73) 前掲31) 3090頁。

74) 前掲31) 3090頁。

(ママ)なる労働に堪へ得るは苦力の特徴と云ふ可き所なり<sup>75)</sup>と、学術調査を模した詳細な報告書という形式・体裁を取りながらも、内容的には論理構成に疑問が残る記述も見られる。

さらに、『樺太日日新聞』の取材記事には「苦力の生活程度は非常に低くそして不潔であるように聞いてみたが買物振から見るとさうでもないらしい。服装の如きも余りに見苦しいなりをしてゐなかつた。歯磨だの石鹸を求めたりする処を見ればそんなに不潔な生活をしてゐるとは思われぬ。殊に菓子だの巻煙草だのを買物する点から推しても食物もさうまづい物ばかり喰つてはゐないらしい」と記されており、白浦の中国人労働者に関しては、一般に流布している「中国人労働者の生活程度は低く、衛生状態も悪い」という見解は、当てはまらないことが述べられている。

また、豊原町を中心とする商業会議所は、中国人労働者の雇用に反対する根拠として、中国人労働者は、生活程度が低く、賃金のほとんどを本国に送金するため、地元の商工業者にとって、ほとんど経済的利益をもたらさないことを挙げていた。しかし、同紙の取材は、賃金支払日に「一雑貨店に於て苦力の買物振を見て居たが主にシャツ、股引、ゴム靴、高丈、石鹸、歯磨、茶等を買物し中には酒焼酎巻煙草等を求めてゐた者もあった。そして買物高は少い者で五円多い者になると二十円も買った者があり而も

皆現金であるから白浦の商人は苦力に依つて相当に儲けがあるらしい」と記述している。さらに「商店主に就て聞くに苦力は(中略)買物振も悪くはなく却て邦人の土工等よりも好い」ため「我々商人としては来年度の工事にも苦力の使用されんことを望んでゐる」と記されている<sup>77)</sup>。つまり「中国人労働者は賃金の多くを本国に送金するため、地元の商工業者に経済的的利益をもたらさない」、「商店主は中国人労働者の使用に反対している」等といった見解は、必ずしも当てはまらなかつたのである。これは、同紙が樺太庁の中国人労働者雇用政策に批判的な記事を掲載することが多かつた点を考えると、貴重な証言であると言える<sup>78)</sup>。

また、樺太庁当局は、中国人労働者に関して起こつた諸問題を「中国人労働者が引き起こした問題」と認識していた。そのため、樺太庁は1927年以降、中国人労働者政策を転換し、中国人労働者の雇用を制限するようになった。例えば、1926年に樺太庁当局がまとめた騒擾事件に関する報告書では、騒擾事件の遠因の多くを「言語の不通」や中国人労働者の「性質の不良」<sup>79)</sup>に求め、さらに事件の直接原因を「賃金問題の苦力の要求に存じ、この要求を貫徹すべく狂奔せる結果、遂に騒擾を勃発するに至れるものなり」とした上で「苦力の使用は警察及一般民衆に迷惑を及ぼし、一般公安風俗衛生上有害なる結果を生ずる<sup>80)</sup>」と指摘されている。また、

75) 前掲31) 3088-89頁。

76) 『樺太日日新聞』、1926年9月18日。

77) 『樺太日日新聞』、1926年9月18日。

78) ただし、このような中国人労働者に対する「肯定的」な評価も、「日本社会」あるいは「日本人」にとって「有益」かどうかということのみが彼らへの「評価」の基準になっていたという点には留意しておく必要がある。しかしながら、筆者は、このような中国人労働者の地域社会への「貢献」を明らかにすることは、日本人一般に流布していた中国人労働者への偏見を相対化するために、一定の意義を持つと考えた。

79) 前掲31) 3159-3163頁。報告書では、騒擾事件の遠因として、この他に「苦力に対する大倉組の取扱」も指摘し、賃金の算出方法を変更し、中国人労働者の賃金を実質的に切り下げたことも問題にしている。しかし、ここでも報告書は「(算出方法を日給制から歩合制に変更すると)苦力は、従来の〇情なる態度より一変して勤勉とな」つたため、大倉組は「日給制時代の損失を填補せむとして」決定以前に遡つて歩合制に変更したと指摘し、中国人労働者側の勤労態度も問題にしている。すなわち、日給制より歩合制の方が、勤労意欲が向上するのは当然であるにも拘わらず、ここでも樺太庁は、責任の一部を中国人労働者に転嫁するかのような表現をしている。

80) 前掲31) 3207頁。

1928年から中国人労働者の雇用が途絶えることを伝えた『樺太日日新聞』の記事にも「昨年とはまたま西海岸に連来つた大正組の支那クリーに関してゴダゴダが起り<sup>81)</sup>」という記述がある。しかし、これらの評価は、彼らを雇用した請負業者が、中国人労働者に対して行った不当な扱いを無視した一面的な見方である。

実際に、中国人労働者雇用の実態を見ると、1926年の「騙し募集」による強制連行や、賃金の算出方法を一方的に変更したこと、1927年の降雪期における送還の不手際、頻繁に行われた賃金の不払い等、中国人労働者と請負業者との間で発生した問題の多くが、彼らの雇用者である請負業者側の責任によって引き起こされていた。それにも拘わらず、樺太庁は、労働争議や騒擾事件を「中国人労働者が引き起こした問題」として認識した。多くの報告書で、労働争議や騒擾事件での中国人労働者の行為を「詳細に」記述することによって、これらのトラブルの責任を中国人労働者に転嫁したのである。

以上のことは、樺太庁当局の持っていた偏見に満ちた「中国人労働者」観を検討する上で重要な点である。中央政府に対する報告書という文書の性質上当然のことであるが、第IV章2節で述べたような樺太庁当局自身の政策決定の不明確さが、10人もの負傷者を出す騒擾事件の遠因の一つになっていたことについての内省的な考察は微塵もない。ひたすら自己弁護のために、騒擾事件の責任を中国人労働者や請負業者にのみ転嫁しようとする姿勢だけが際だっているのである。

(2) 中国人労働者雇用の背景—朝鮮人労働者政策との関連から— それでは、なぜ樺太庁は、このようなネガティブな「中国人労働者」観が存在するにもかかわらず、5年間にも渡って中

国人労働者の雇用を許可し続けてきたのであろうか。この課題を検討するためには、「外地人」である朝鮮人労働者をも含めた樺太庁の労働者政策について考察する必要がある。

第I章1節で述べたように、内地において日本政府は、「一視同仁」の建前から朝鮮人労働者の渡航を原則として認める方針を執っていた。しかしながら、樺太庁当局は、樺太における内地人労働者の不足と、朝鮮人労働者の急増という現象に対して「従来の状態の推移に委するときは朝鮮人は近き将来に於て南樺太に於ける人口の大部分を占むるに至り折角拓殖計画成り人口増殖事業を遂行せりとするも其の時は既に樺太は朝鮮人を以て充足せられ内地人を容るゝの余地なきに至る<sup>82)</sup>」という危惧を持っていた。そして「朝鮮人は我同胞の一人なるが故に之が渡来を禁止すべきに非ずと雖も例へは殖民地の区画の如き朝鮮人に対しても内地人と何等差別的待遇を為さずと云う理論に囚はれて朝鮮人の団体的渡来を認むるが如きは果して当を得たるもなるや<sup>83)</sup>」という疑問を呈していたのである。

このような樺太庁の危惧は、樺太における内地人労働者の不足という現実の際して、「日本臣民」である朝鮮人ではなく、「外国人」である中国人労働者を導入するという政策決定に大きな影響を及ぼしていた。樺太庁は、中国人労働者を低賃金労働力として受け入れた根拠として ①勤勉で優秀な労働力であること；②共産主義思想の影響を比較的受けていないこと、を挙げている。

その一方で、当時、日本臣民であった朝鮮人労働者は、導入する労働者の候補から外している。このことは、中国人労働者雇用の意志決定がなされた1923年の時点で、すでに民間の工事において、朝鮮人労働者の雇用が行われており、

81) 『樺太日日新聞』、1928年1月30日。

82) 前掲21) 84-88頁。

83) これらの箇所は、桑原真人も資料の解説文の中で引用している。前掲21)、75-78頁。

彼らが地域開発において大きな役割を果たしつつあったことを考慮すると、意外な決定であると考えられる。

樺太庁の内部史料では、このような決定を行った理由が以下のように極めて率直に語られている。すなわち「朝鮮は現在我国の領有に属し、従て朝鮮人は邦人として取扱ふ可き〇〇勿論なり。然れ共従来<sup>84)</sup>の歴史的又は人種的關係上各般に互り総て内地人と同様に取扱ふに於ては、亦種々の弊害を生ずるの虞あり。殊に樺太の如き内地人の移住尚尠くして、社会の基礎未だ強固ならざる土地に於ては、殊に然る必要あると認む」とした上で「而も朝鮮人の邦人なる以上、全然他国人の如き特殊待遇を与ふるを得ざるを以て、朝鮮人の取締は行政上甚だ機微にして亦頗る困難<sup>84)</sup>」であると述べている。

つまり、樺太庁当局は、朝鮮人労働者を導入した場合、「日本臣民」であるという建前上、中国人労働者のように、一定期間のみの季節労働者として管理することが困難になり、彼らが雇用期間以後も定住することによって、樺太における朝鮮人人口の増加に拍車をかける結果になることを危惧していたのである。

このことは樺太庁当局が、中国人労働者を「(中略)外国人なるが故に、前記朝鮮人と異り、全く特殊の取扱と為し得て、之が取締は比較的容易なりと称するを得べく、弊害の発生亦未然に之を予防するを得べき<sup>85)</sup>」あるいは「支那苦力の使用に付ては労働力の不足を補充する利益あると同時に彼等に樺太に滞在することなきを以て引揚後に於ては何等問題となることなきも反之朝鮮人に付ては我同胞の一人として内鮮間の融和全き得すと雖も之等に対して引揚せしむることを得ず<sup>86)</sup>」と評価している点からも明らかで

あろう。

さらに、中国人労働者の雇用に対して、大きな反対運動が起こった1926年の時点でも、樺太庁の方針は「今後適当なる方法に依り、有利なる条件、保護の下に、内地各方面より善良なる労働者を招来する<sup>87)</sup>」というものであり、あくまで誘致する労働者は「内地人」とすべきというものであった。

このように、中国人労働者の入国を厳しく規制しようとする内地での方針に反して、樺太地域開発において中国人労働者が雇用された背景には、樺太庁が、内地人人口が相対的に少ない樺太で、朝鮮人人口が急増していることに、危機感を持っていたことが挙げられる。つまり、樺太庁は、朝鮮人人口の急増に歯止めをかけるために、中国人労働者の雇用を公認していたことが指摘できる。樺太庁は「朝鮮人労働者は受容し、中国人労働者を排除する」という建前を持ちつつも、実際には、外国人・外地人労働者への政策を地域の事情に合わせて恣意的に運用していたのである。

## VI 結 論

以上、本稿では、1920年代の樺太を対象として、地域開発における中国人労働者の雇用政策とその背景について明らかにしてきた。その際、内地人労働者や朝鮮人労働者も含めた政府の労働者政策と関連付けながら、これらの政策の地域的特性・恣意性についても検討してきた。その結果として、樺太庁は中国人労働者の入国を厳しく規制するという内地での方針に反して、中国人労働者を季節労働者として地域開発事業に雇用することを許可していたことや、このような政策が執られた背景には、内地人人口の少

84) 前掲31) 3062頁。

85) 前掲31) 3063頁。

86) 前掲21) 84頁。

87) 前掲31) 3207-3208頁。

ない樺太において、朝鮮人人口の急増に歯止めをかけようとする目的があったこと等が明らかになった。

このような樺太庁の方針は、近代日本において「日本人」と「外国人」の「境界」上に位置づけられていた朝鮮人労働者に対して、日本政府がどのような政策を執っていたのかという点を検討する上で、重要な示唆を与えている。従来の研究では、近代日本の外国人管理政策として、内地においては朝鮮人労働者を受け入れ、中国人労働者を排除するという方針が執られたとされている<sup>88)</sup>。その一方で、朝鮮半島、台湾、樺太といった植民地では、内地に比べると外国人労働者への入国規制が緩やかであった。

これらの植民地の中でも、樺太は人口構成の上では、内地人の比率が極端に高く、「内地的性格」が強い地域であったとされている。また、植民地政府としての樺太庁の、中央政府に対する独立性も、他の植民地政府、とりわけ朝鮮総督府や台湾総督府と比べると、はるかに低かった<sup>89)</sup>。法規面でも、樺太は内地との一体性が早くから強く、樺太庁長官の権限も主に行政面に限定されていた<sup>90)</sup>。樺太庁内部でも、中国人労働者の雇用は、内地における中国人労働者政策にも影響を及ぼしかねないという見解も存在しており<sup>91)</sup>、内地での方針に反して中国人雇用政策を推進することには、かなりの抵抗感があったと推測できる。また、豊原町を中心として起こった中国人労働者雇用反対運動も、樺太庁の方針に動揺を与えたと考えられる。

これらの制約があるにも関わらず、樺太庁は、朝鮮人人口の急増に歯止めをかけるために、中国人労働者雇用政策を貫徹しようとしたのであり、樺太庁は「朝鮮人労働者は受容し、中国人

労働者を排除する」という建前を持ちつつも、実際には、外国人・外地人労働者への政策を地域の事情に合わせて恣意的に運用していたのである。その内容は、請負業者に虚偽の労働条件を提示してまで多くの中国人労働者を樺太に連行させ、中国人を低賃金で地域開発に従事させておきながら、中国人雇用政策に問題点が生じると、その責任を中国人側に転嫁して、雇用政策を中止するという、極めて自己中心的な政策であった。

樺太庁が、このような建前を破ってまで、外国人・外地人労働者政策を恣意的に運用した背景には、人口希薄地域という樺太の特色が大きな要因として存在していたことが考えられる。内地において、朝鮮人労働者の渡航管理が比較的緩やかであった背景には、日本政府が、すでに内地人が圧倒的多数を占めている内地において、多少の朝鮮人が渡航してきたとしても、内地人の人口的・社会的マジョリティとしての地位は揺るがないであろうと判断していたことが推測できる。

日本政府は、少人数の「他者」ならば「日本人」あるいは日本社会のなかに包摂するのが容易であるので、彼らに多少の権利を与えても、支配者側にとって問題は少ないと考えていたと言える。このような思考は、植民地住民に対する参政権付与や徴兵制施行の際にも見られた。小熊英二は、近代日本の植民地のなかでも、沖縄のみは法制的にほぼ完全に「日本」に包摂された要因の一つとして、朝鮮等に比べて人口が少ないために、政府側にとって参政権付与や徴兵制施行の決断が容易であったことを指摘している<sup>92)</sup>。また、朝鮮人の場合でも内地に在住していれば、まがりなりにも参政権が認められてい

88) 前掲12) 287頁。

89) 前掲23)。

90) 山本有造『日本植民地経済史研究』, 1992, 名古屋大学出版会, 118頁。

91) 『樺太日日新聞』, 1926年3月24日。

92) 前掲5) ④631-632頁。

たことを<sup>93)</sup>考えても、マイノリティ住民の少なさは、日本社会への包摂を進めることを容易にするための条件の一つであったと考えられる。

これに対して、内地に比べて人口密度が希薄な樺太において、樺太庁は、朝鮮人の人口が急増すると、彼らが人口的にマジョリティを占めることにつながるという危機感を持っていた。そのため、彼らの人口増加を抑制するために中国人労働者の雇用を公認するという政策を執るに至ったと考えられる。<sup>94)</sup>

もちろん、本稿で検討してきたような、日本政府による外国人・外地人政策の恣意的な運用は、あくまで樺太という一地域の事例に過ぎず、過度の一般化が危険であることは言うまでもない。さらに、樺太において中国人労働者の雇用が許可されたのは、あくまで内地人労働者の募集政策が十分に達成されるまでの過渡的な措置であり、しかも厳格な管理の下で季節労働者としてのみ雇用が認められていたに過ぎない。また、中国人労働者の雇用が認められた期間も、1923年から1931年までの9年間に限られていた。実際に中国人労働者の雇用が行われたのは、1923年から1927年までの5年間のみであり、それ以降は、雇用者側に「中国人労働者の雇用は、雇用者側にとって必ずしも有利な選択肢ではない」という認識が広まったため、雇用は行われなかった。

日本政府による外国人・外地人政策の恣意性・多様性については、今後も地域レベルでの実証研究を積み重ねていく必要がある。とりわけ、このような外国人・外地人労働者政策の恣意的な運用は、朝鮮や台湾、「満州国」といった植民地政府の独立性の強い地域では、より顕著なものになっていたことが予想される。地域によって異なり矛盾する政策を、日本政府がどのような「論理」によって正当化し、秩序付けていったのかという点を検討することは、近代日本の植民地支配を地理学的側面から明らかにしていく際、重要な視点の一つとなり得る。したがって、他の植民地諸地域の事例を今後検討していく必要があるだろう。この点に関しては、今後の課題としたい。<sup>95)</sup>

〔付記〕本研究を進めるに当たって、奈良大学の三木理史先生には、多くのご教示・ご助言を頂いた上に、市立函館図書館所蔵の貴重な史料まで提供して頂いた。また、その他の史料は、外務省外交史料館、国会図書館、滋賀大学経済学部で複写させて頂いた。なお、本研究は1999年11月に奈良大学で開催された人文地理学会大会で発表した。座長を務めて頂いた東洋大学の山下清海先生を始めとして、多くの方々から御助言を頂いた。また、名古屋大学の諸先生方・院生諸兄には、日頃から筆者の研究に多くの御教示を頂いている。特に院生のバレナス・ダグラス氏には英文要旨を校閲して頂いた。この場を借りて深く御礼申し上げる。

(日本学術振興会特別研究員・名古屋大学)

93) 前掲5) ④367-373頁。

94) ただし、いかに樺太が人口希薄な地域であるとしても、1905年の領有直後から、その人口の90%以上は、内地人によって占められており、朝鮮人人口は総人口の3%を超えることはなかったことには留意しておく必要がある。なぜなら、樺太庁が、この程度の朝鮮人人口の増加に対してすら、危機感を持っていたという点は、日本政府のいう「一視同仁」という建前が、いかに建前に過ぎなかったのかということを示す事例の一つであると考えられるからである。『樺太庁統計書』、1924-1935年。『国勢調査』、1925年及び1930年。

95) 最後に、本稿の目的とは直接は関係しないが、樺太における中国人強制連行についても、触れておきたい。従来、中国人労働者の強制連行については、第二次世界大戦期を対象とした実態調査が多くなされてきた。しかしながら、このような強制連行の原型にあたる行為が、内地に先がけて、1920年代の樺太や満州事変・日中戦争期の「満州国」といった植民地においても行われ、彼らが地域開発事業に従事させられていたことは、指摘しておくべきであろう。「満州国」の地域開発における中国人(漢人)労働者の雇用政策については、今後、稿を改めて論じたい。①田中宏・内海愛子・石飛仁編『資料 中国人強制連行』、1987、明石書店、782頁。②田中宏・内海愛子・新美隆編『資料 中国人強制連行の記録』、1990、明石書店、668頁。③林えいだい・白戸仁康・武松輝男編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅳ 中国人・朝鮮人・オランダ人・イギリス人』、1991、明石書店、1628頁。④戦争犠牲者を心に刻む会編『中国人強制連行』、1995、東方出版、164頁。

## Employment Policies toward Chinese Workers and Regional Development in Sakhalin during the 1920s

Yasuhisa ABE

JSPS Research Fellow, Nagoya University

The purpose of this article is to clarify employment policies and to provide some background regarding Chinese workers developing a colony in Sakhalin during the 1920s, paying attention to the whole labor policy including those directed toward Japanese and Korean workers.

The data used in this analysis were the confidential documents produced by the Karafuto government and the local newspaper, 'Karafuto nichinichi shinbun', which were obtained from the diplomatic record office of the Japanese Ministry of Foreign Affairs, the Hakodate city library and the National Diet Library. The results of the paper can be summarized as follows.

The employment of Chinese workers was caused by the need to develop the colony and the severe shortage of labor in Sakhalin. Namely, after world war I, in Sakhalin, a paper manufacturing industry developed, but labor to construct plants and infrastructure was in short supply. Therefore, the Karafuto government considered the use of Chinese workers.

When the Karafuto government recruited Chinese workers, they assigned a quota to companies and contractors which expected to employ them and the authorities forced these employers to abide by this rule. Furthermore, the authorities prepared a detailed outline to manage Chinese workers and forced employers to abide by these laws. The main aspects of this outline were as follows: (1) to employ Chinese as seasonal workers in order to prevent them from permanent residence; (2) to force Chinese workers from having as little contact as possible with Japanese people, and (3) to gather Chinese workers from the same region or village in order to link friends and relatives which would serve as a deterrent to escape.

Thus, Chinese workers were employed as seasonal workers from 1923 to 1927. They were gathered from around the province of Shandong in Northern China and were employed in various undertakings, such as railroad construction, plant construction, mining, and so on. Among these undertakings, the largest was the construction work of the Karafuto east coastal railroad leading from Otiai to Siritori. During construction, about 1,500 Chinese workers were employed.

However, some local residents started movements against the use of Chinese workers on this project. Merchants in Toyohara, Maoka, and Tomarioru districts were especially opposed to the use of Chinese workers, on the grounds that they would not contribute to the local economy due to their tendency to save money and send wage remittances to China.

In addition, labor disputes were often raised by Chinese workers regarding their employment. The main reasons for these disputes were poor working conditions, such as a low wage level, nonpayment of wages, contract discrepancies and charges paid to middlemen for their passage to Sakhalin.

In those days, the wage levels of Japanese workers who were employed in the construction and labor sectors were 2.0 to 3.5 yen a day, and those of Korean workers, who were colonized under Japan, were 1.8 to 2.5 yen a day. However, those of Chinese workers were about 1 yen a

day at first, but their wages were later raised by 0.2 to 0.3 yen. Furthermore, from their wages employers deducted food expenses, charges, and so on, thus reducing their net wage to only 0.6 to 0.7 yen per day.

In spite of these movements against Chinese workers and the labor disputes raised by them, the Karafuto government allowed companies and contractors to employ Chinese workers for five years in order to attempt to halt the increasing population of Korean workers. According to the results of the national census taken in 1930, the Korean population in Sakhalin was 8,301, which accounted for 2.81 percent of its total population. Compared with the Korean population in 1920, which were 934, the number increased rapidly in 1930.

The Karafuto government attempted to accomplish these employment policies toward Chinese workers on the grounds that Chinese workers were easier to manage as seasonal workers. China was not a colony of Japan so that they could if necessary be deported, which differentiated them from Koreans who were under colonial rule. Hence, while the Karafuto government had a policy of accepting Korean workers and excluding Chinese workers, which previous studies have clarified, the government in fact altered its policies toward Chinese and Korean workers arbitrarily, according to local conditions.

**Key words :** Chinese and Korean workers, regional development, movements against Chinese workers, labor disputes, Karafuto(Sakhalin)